

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回和泉市建築審査会
開催日時	令和6年2月13日（火）午後2時から午後3時40分まで
開催場所	和泉市役所別館3-1会議室
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他（会長及び委員2名の確認を得ている）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議の公開・非公開： <input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 傍聴人数： 0人

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

別紙のとおり

# 令和5年度 第3回和泉市建築審査会 会議録

・と き 令和6年2月13日（火）午後2時～午後3時40分

・と ころ 和泉市役所別館3-1会議室

・会議の次第 議事次第1 開会

議事次第2

- ・定足数の確認（開会宣言）
- ・議事録署名委員の指名

（1）議案

- ・議案第4号

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可（日影規定の特例許可）の同意について

敷地位置：和泉市寺門町69番3他（和泉市立総合医療センター）

（2）報告事項

- ・建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について
- ・建築基準法第43条第2項第1号認定基準の改正について
- ・第70回全国建築審査会長会議及び記念シンポジウムの報告について
- ・令和5年度大阪府内建築審査会協議会意見交換会の報告について

議事次第3 事務局報告

- ・前回議事録の署名
- ・次回和泉市建築審査会開催日時について

議事次第4 閉会

・出席者

（委員）

会 長 坂 壽二

委 員 深堀 知子

委 員 竹歳 一紀

委 員 川口 いずみ

委 員 宮本 久美

（事務局）

本田 千晶 幹事・書記

森河 真友子 幹事・書記

（特定行政庁）

東 清隆 建築・開発指導室長

石田 雅士 建築・開発指導室建築指導担当課長

平野 公教 建築・開発指導室総括主査

田中 紋 建築・開発指導室主事

大西 優布梨 建築・開発指導室主事

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

## 議事次第1 開会

事務局：令和5年度第3回和泉市建築審査会を開催させていただきます。

## 議事次第2

坂会長：議事を進めさせていただきます。本日は河西委員、佐久間委員が欠席されておりますが、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。

ここで、本日の議案についてですが、議事次第に記載のとおり、議案第4号として、和泉市立総合医療センターの増築にかかる議案を審議いたします。和泉市立総合医療センターの指定管理者である医療法人徳洲会職員である川口委員から、事前に当該案件の利害関係人にあたる可能性があり、この案件の討論・決議には加わらない旨の申し出があったことから、そのように取り扱うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】：異議なし。

意見等ございませんでしたので、了承されたものとします。

では、議案第4号につきましては、川口委員には、特定行政庁の説明や質疑等までご参加いただいて、その後の、賛成・反対討論や、反対意見がある場合の決議には加わらない、ということといたします。もしも、反対意見が出た時は、決議の際に、一時退席していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

つづきまして、建築審査会会議録署名委員の選出をいたします。本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、名簿順ですので、佐久間委員と、川口委員となりますが、佐久間委員は欠席、また川口委員は先ほどご説明した通り会議の一部に離席する可能性がありますので、名簿順で次となります宮本委員と、深堀委員とさせていただきますと思います。

## 議事次第2 議事（1）議案

坂会長：それでは、議案第4号 建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可（日影規定の特例許可）の同意について、審議に入ります。それでは議案内容について特定行政庁から説明をお願いします。

特定行政庁：（議案第4号「建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可（日影規定の特例許可）の同意について」議案内容を説明。）

坂会長：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

坂会長：公園部分の日影は増加しないのでしょうか。

特定行政庁：河川管理用通路部分のみ増加します。

川口委員：院内保育園は支障はないのでしょうか。

特定行政庁：院内保育園への日影の影響については、今回の増築により日影の時間は増えますが、敷地内の建築物のため法律の制限の対象とはなりません。なお、日影の影響については最も不利な冬至日を基準としております。

坂会長：ほかに意見がないようでしたら、これで質問は締め切らせてもらいます。

では、同意することに異議はございませんでしょうか。

【委員3名】：異議なし。

坂会長：では、この案件については同意することといたします。

## 議事次第第2 議事(2) 報告事項

坂会長：それでは、引き続き(2)報告事項に移らせていただきます。建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について、特定行政庁から報告していただきます。

特定行政庁：(令和5年8月1日から令和5年12月31日までに一括同意許可した案件11件について報告。特にNO.4、9、11についての説明を行った。)

坂会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】：<主に下記の意見がありました>

・NO.4について、共同住宅は何戸の計画でしょうか。大規模な建築物なのでしょうか。

(回答)1フロア2戸の2階建てで合計4戸です。

・NO.9について、敷地と空地が接している部分が凸状となっていますが、長さはどれくらいですか。

(回答)凸部分はゴミ置き場の計画となっており、ゴミ置き場を除いた空地が接する長さは、4.12mです。

・NO.9について、条例等で接道長さについての規定はあるのでしょうか。

(回答)条例にて4m接道の規定があり、奥の建物に至る専用通路部分も4.12mで計画されています。

・NO.11について、通路写真をみると通路部分2.6mと狭いように感じるが、トラックなどは入れるのか。

(回答)後退後は3.3mの通路になるため、一定の大きさの車両は通行できます。

・NO.11について、通路の中央部分に溝のようなものがあるが、何でしょうか。災害時の通行に支障があったりしないのでしょうか。

(回答)水路の蓋であり、通行には支障がありません。

坂会長：他にご質問はありませんか。

ないようでしたら、ただいまの報告について、了承したものとします。

坂会長：続きまして、(2)報告事項、建築基準法第43条第2項第1号認定基準の改正について、特定行政庁から報告していただきます。

特定行政庁：(説明)

坂会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】：<主に下記の意見がありました>

・去年に改訂されたのでしょうか。

(回答)省令は令和5年12月12日に交付、同月13日に施行され、和泉市では令和6年1月23日に改訂、同日施行を行っております。

坂会長：続きまして、「第70回全国建築審査会長会議及び記念シンポジウム」並びに「令和5年度大阪府内建築審査会協議会意見交換会」の報告について、報告していただきます。

特定行政庁：(説明)

坂会長：ただいまの報告についてご質問はありませんか。

【全委員】：なし。

坂会長：続きまして、今回の会議の公開・非公開についてですが、公開としてよろしいでしょうか。

【全委員】：異議なし。

坂会長：それでは、本日の会議録は公開とします。

### **議事次第3 事務局報告**

- ・次回の令和6年3月12日の開催については現段階で相談案件がないため、今年度は本日が最終の開催となる旨、連絡を行った。また、来年度の開催日程について後日事務局より調整を行う旨、連絡を行った。

### **議事次第4 閉会**

事務局：以上をもちまして、令和5年度第3回和泉市建築審査会を閉会します。